平成２３年（フ）第３１６４号
東京都世田谷区祖師谷３丁目５－５－106
債務者　岩崎　孝三
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１６６号
東京都北区岸町２丁目11－20　今野第６コーポ105
債務者　及川　　泉
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１７０号
東京都豊島区南大塚１丁目51－９－204
債務者　鈴木　尚美
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１７３号
埼玉県朝霞市膝折町４丁目２－12－209
債務者　柳澤　成江
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１８４号
東京都荒川区町屋４丁目１－22　瀬川方
債務者　高木　由子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１８８号
埼玉県入間市久保稲荷１丁目８－１　扇町屋団地２－202
債務者　中舘　信二（旧姓長森）
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１８９号
東京都練馬区北町８丁目８－15－201
債務者　正木由記夫
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１９３号
東京都大田区南蒲田２丁目27－３－101
債務者　田中　佳子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１９６号
東京都稲城市矢野口2304－101
債務者　三浦　明美
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２０６号
東京都大田区東矢口３丁目３－６－903
債務者　宇野澤眞理
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２２５号
東京都目黒区東が丘２－21－15－405、住民票上の住所東京都練馬区桜台１丁目１－８－505
債務者　小泉タヱ子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２２９号
東京都東久留米市大門町２丁目６－３　レインボー21－103
債務者　小林　育江
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２３０号
東京都板橋区高島平２丁目32－３－512
債務者　小坂井康志
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２３１号
東京都大田区大森中２丁目７－９　田邊方
債務者　廣川眞紀子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８３号
横浜市金沢区能見台東13番５－402号
債務者　松島洸一こと　金　　鐘弘
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４６０号
横浜市金沢区能見台東13番５－402号
債務者　松島由香子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部